

AII5-final

令和3年(し)第853号

決 定

申 立 人 今 井 豊

20220219郵送受

上記の者からの付審判請求事件について、令和3年9月24日東京高等裁判所がした抗告棄却決定に対し、特別抗告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、憲法違反、判例違反をいう点を含め、実質は單なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法433条の抗告理由に当たらない。

よって、同法434条、426条1項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

令和4年 2月18日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官

三 浦 守

裁判官

菅 一 野 博 之

裁判官

草 野 耕 一

裁判官

岡 村 和 美

これは謄本である。

令和4年2月18日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 中 越 一 英